

宇都宮市人権施策推進指針懇談会第3回会議議録

- 1 日 時 平成16年1月7日（水）午後2時から午後4時1分まで
- 2 場 所 宇都宮市役所14階A会議室
- 3 出席者 横島 章会長，坂本千代子副会長，齋藤正信委員，上野弘一委員，高橋勝也委員，和田献一委員，小林保子委員，中村明美委員，鎌倉三郎委員，近藤貴子委員，佐藤英雄委員，鈴木勇二委員，浜野 修委員，間庭秀夫委員，ディアス・クリサンタ委員，柿沼 賢委員，高澤 満委員
(欠席委員 増井瑞穂委員，伊達悦子委員，山崎富子委員，小林 孝委員，星 紀彦委員)
事務局 河原行政経営部長，五井渕行政経営部次長，渡辺行政経営課長，手塚行政経営課統括グループリーダー，菊池グループリーダーほか13名
- 4 議 題 (1) 第2回会議の会議録について
(2) 指針素案の概要（構成，第1章から第3章まで）の内容の一部修正について
(3) 指針素案の概要（第4章及び第5章）について
(4) 提言書案のまとめ方について
(5) その他

1 開会（午後2時）

事務局
(菊池GL)

- ・ 開会に当たり，欠席委員について及び傍聴者がいないことを報告

2 議事

(1) 第2回会議の会議録について【資料1参照】

会長

- ・ どうも明けましておめでとうございます。
- ・ 4回の会議のうち，もう2回終わりました。
- ・ この間も，つい2，3日の間に，ハンセン病元患者の名称を変更するという熊本県知事の記者会見における発言もありましたし，民間会社におきまして女性の賃金格差，昇格格差に対して，女性にとって当たり前の判決がおりたということで，人権問題に関しましては，様々な動きがありました。
- ・ できれば私達は，良いものをつくるために，努力したいと思います。
- ・ 今日は，第4章，第5章が中心となりますが，かなり内容が多岐に渡りますので，皆様方はその分野の代表としてご出席いただいておりますので，ご遠慮

なく発言すべきところは、特に挙手をして発言をお願いしたいと思います。

- ・ 場合によっては、ちょっと長引いてしまうのではないかという感じがいたしますが、まだ、A委員がお見えになっておりませんので、まだちょっとしゃべらせていただきます。

(A委員到着)

- ・ それでは会議を始めたいと思います。
- ・ 一つ目の議題であります。第2回会議の会議録についてであります。発言の全文を筆記したものを委員の皆様にお送りし、その後ご訂正いただきまして、ご指摘いただいたところを修正し、発言者の名前を伏せたものを資料1としてお手元にお配りしてあります。
- ・ この形で公開いたしたいと考えておりますが、ご意見等がございますでしょうか。

(異議なしの声あり)

会長

- ・ 異議ありませんか。
- ・ ご異議ないようですので、配付した会議録で内容を確定したいと思います。
- ・ 確定いたしました会議録は、宇都宮市のホームページと市役所1階の行政情報センターで公開されることとなりますので、ご承知おきください。

2 議事

(2) 指針素案の概要(構成、第1章から第3章まで)の内容の一部修正について【別紙、資料2参照】

会長

- ・ 次に、指針素案の概要 構成、第1章から第3章までの内容の一部変更についてを議題といたします。
- ・ 事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

【別紙、資料2に基づき説明】

(手塚統括)

会長

- ・ どうもありがとうございます。
- ・ この件につきまして、なにかございますか。
- ・ 特別ございませんか。
- ・ それでは、先に進みます。
- ・ 議事に入りたいと思います。
- ・ 指針素案第4章及び第5章について議論したいと思います。
- ・ 時間といたしましては、3時50分まで、第4章、第5章に充てたいと思いますので、それを念頭において、ご意見等を述べていただきたいと思います。
- ・ まず、事務局から、第4章についてご説明をお願いしたいと思います。
- ・ これが中心になりますので、これに3時40分まで時間を費やしたいと思います。

事務局

【別紙に基づき説明】

(手塚統括)

会長

- ・ ありがとうございました。
- ・ 多岐に渡りましてご説明いただきましたけれども、この内容だけで十分であるとはとても思えません。
- ・ 様々な問題が実際にはあるわけですが、とりあえず、ご説明いただきました内容を中心に、皆様方のご意見を伺いたいと思います。

B委員

- ・ まず、お伺いしたいのですけれども、「感染症患者等」と「等」がついていますが、ハンセン病の場合、「元」をつけるかつかないかで今問題となっていますが、「ハンセン病患者」を「等」の中に入れてしまいますと、それだけでなく

ともちょっと簡単な言い方をさせていただきますと。

- ここにに入れてしまうことによって、より強調されると、別の不安もありますが、「等」と付けた理由について説明してください。

事務局

(手塚統括)

- これにつきましては、本人だけではなくて、家族の方も含んで人権を擁護していかななくてはならないだろうということで、家族を含めて「等」としております。

B委員

- 元患者ということが今議論になっていますが、痕がのこらないものであれば問題ないのですが、ハンセン病の場合、元が付いて、患者ではない、感染者でもない、だけれども旅館には泊められないという問題がある。
- だから、「等」だけでよろしいのでしょうか。
- それから、ついでに言わせていただきますと、この区分以外には、犯罪被害者とか、これをいいだしますと犯罪被疑者、特にマスコミにおいて被疑者の段階での扱いが問題となっておりますけれども、また、ホームレスとか、同性愛者とかあげますときりがないのですけれども、抜けるとおかしいですし、何かうまい方法がないものかと思います。
- この区分は外国人まででやったこと、その上に「また、・・・」と加えておりますが、この辺の扱いをもう少し検討すべきではないかと思います。

会長

- 大きな問題ですね。
- 事務局で何かありましたら、お願いします。

事務局

(手塚統括)

- ハンセン病患者につきましては、「元患者」を含めてはどうかということですが、これにつきましては、そのように検討してまいりたいと思います。

B委員

- ・ タイトルも、これですと不満です。
- ・ 例えば、H I V感染者等とするとH I V感染者が代表されることになりませんが、それによってH I Vに感染した患者さんが不当な扱いをされるかもしれませんが、「等」の中にハンセン病が含まれていること自体でおかしなことにならないかと思う。
- ・ だからといって、すぐに代案が思いつかないのですけれども。

会長

- ・ このところは、実は私も一番議論がなされるところであると予想しておりました。
- ・ 女性、子どもの問題につきましては、これからもこの懇談会でも議論なされますけれども、「感染症患者等」のところは、結局、国の文書はH I Vとハンセン病だけですけれども、病気で悩んでいる人というのはこれだけではありません。
- ・ 県の会議では、とりあえず、難病についても先日勉強会をいたしました、難病も当然入ってきます。
- ・ 難病というものの特徴は、原因が不明で、少数で、そして進行するものという条件があつて、現在118あります。
- ・ こういったもの以外でも、我々は実際、様々な病気で悩んでいる訳ですから、もっと広げて、病に苦しむ人々という意味で、広げてここを書くという考え方もあります。
- ・ B委員のご発言をお聞きしながら、そういうふうを考えました。
- ・ ちなみに、岡山県の指針では、このところは広く「患者」となっています。
- ・ 私は、こういったご意見が皆様方からいただければ、もっと広げて患者としてもいいのではないかと考えております。

- ・ あるいは、「病に苦しむ人々」とすることも、検討に値することだと思っ
て、今日参りました。
- ・ それから、先ほどのB委員のご発言の中で、刑を終えて出所した人、犯罪被
害者等というところに触れましたが、どこまでを問題点とするかということが
重要でありまして、その点で私は、左側のページの第4章の冒頭の3行目のと
ころに、「刑を終えて出所した者、犯罪被害者等」とありまして、この「等」
には色々なものが入れられますから、これで逃げられるのかなと思った次第で
す。
- ・ 国の文書では、女性、子ども、高齢者とまず、9つのものが重要だというこ
とをあげ、その他として犯罪被害者とインターネット等における差別的情報と
いうものがあげられています。
- ・ その後の、国の答申で、いわゆる性的指向が、セクシュアルオリエンテーシ
ョンの訳ですけれども、とりあげられました。
- ・ 今、B委員の発言にありました、同性愛とか性同一性障害がそこにはいつて
くる訳であり、その答申では、また、疾病という分類が入れられています。
- ・ そういう点で、疾病ということで入れることも、国の文書でも既にあること
を考えますと、感染症のところは後回しにして議論したいと思いますが、よろ
しいでしょうか。
- ・ それではまず、「女性」のところから参りましょうか。
- ・ C委員から口火を切ってください。

C委員

- ・ まず、現状のところは、非常に漠然としていて、「人々の意識には今なお、
男女の役割に対する固定的な考え方が根強く残っており、真の男女平等を実感
できるには至っていない」というのは当然のことなんですけど、もう少し、DV
とかセクシュアルハラスメントだとか、買春だとか、そういうような問題に取
り組まないまま残っているのだという現状を捉えた書き方ができないのかと思

いました。

- また、施策の基本方向のところでは質問なのですが、イの女性の人権尊重の中の（エ）ですが、被害女性の相談事業の充実とありますが、この被害女性というのは、どういった被害女性を指しているのでしょうか。

会長

- 事務局で何かありますか。
- その上の（イ）と（ウ）にあるとおり、DVとセクシュアルハラスメントの被害者ということですか。

C委員

- そういうことであれば、被害の中にセクシュアルハラスメントだとか、女性への暴力、セクシュアルハラスメントも暴力とみなしたり、あるいは買春だとか、そういうものも含めて女性への暴力、暴力被害女性への相談ということだけでいいのでしょうか。
- 現実の問題では、相談機関というものはどんどんできてきてても、それを対応していく、保護をすとか、民間シェルターだとかが必要になっているのですが、もう一步踏み込んだものが出せないのかと思いました。

会長

- このところは、「相談事業及び何何」とすればいいのですか。

C委員

- 保護だとか支援とか。

会長

- そう入れますか。
- 保護とか、支援とか。
- 事務局から何かありますか。

事務局

- まず、「被害女性」についてであります。今申されましたように、特に

- (男女共同参画課長) DV被害を視点に置いた表現ではありますが、DVだけではなくて婦人保護の問題なども入っております。
- ・ それから、今ご意見がありました、相談の充実だけではなくて、「支援」ということも入らないかということでありましたが、現実的に、DV被害者に対します支援事業といたしまして、民間シェルターが、今一次保護を行っておりますが、こういったシェルターに対する財政的支援を行っておりますので、「支援」という2字が入っても適切かと思っております。
- 会長
- ・ 「保護支援」ですか、それとも「支援」だけの方がいいですか。
 - ・ 「支援」だけでいいですね。
 - ・ そういうことにいたしましょう。
 - ・ D委員も関係しておりますね。
 - ・ 何かございますか。
- C委員
- ・ もう一ついいですか。
- 会長
- ・ どうぞ。
- C委員
- ・ 女性の人権の尊重の中の(イ)ですが、女性に対する暴力の根絶に向けた取組の推進というものが、例えば、具体的にはどういうものを指す、イメージされているのですか。
- 会長
- ・ 10ページの女性の中のイの(イ)の「暴力」とは、何を想定しているのかというご質問ですか。
- C委員
- ・ (ウ)と(エ)のセクシュアルハラスメントとその下の(エ)のDV等の被

害女性の相談事業と「取組の推進」の項目とは違うというイメージがこの中には含まれているのですか。

事務局
(男女共同
参画課長)

- ・ (イ)の女性に対する暴力は、いわゆる配偶者等への暴力ということで、DVを指しています。

C委員

- ・ そうしますと、(エ)と(イ)とは違うところはどこか考えてしまいました。

- ・ 私が考えているのは、DV等被害者に対する相談支援と女性に対する暴力の根絶というのは、子ども買春、女性に対する暴力とみているのは買春なんです。女性が性を売っている、ギブアンドテイクでお金を貰っているのだからそれでいいのではないかという風潮もありますが、経済的な格差の中で、女性が男性に買われる性であるというイメージで、婦人保護事業を含めてイメージしたものであって欲しい。

- ・ だから、文面としては、問題ないのかもしれませんが、ここの意味はこういったことを期待したいのですが。

事務局
(男女共同
参画課長)

- ・ 女性に対する暴力が、広い意味ですべての暴力を指しているのですけれども、特にこの中では今社会的問題となっておりますDV問題、それを捉えて表現したと考えています。

- ・ 婦人保護の問題などについても、広くは、被害女性の相談事業、女性の相談事業の中で取り扱ってはおります。

会長

- ・ 買春について、C委員は何度か発言されているのですが、大きな問題として取り上げられているのですね。

- 事務局
(男女共同
参画課長)
- ・ 買春自体も女性の人権、大多数女性が被害者になるという意味から、その暴力の中に、買春行為自体も含まれるのが適当だと考えております。
- C委員
- ・ そういうふうにイメージされて、書いてあるというのであればいいのですが、婦人保護事業というのが全然見えなくなっているのですが、昭和32年に売春防止法というのができまして、現実的には婦人相談所というものがありまして、そこでは、性の問題だとか、あるいは性を売らなくてはいけない女性に対してそういう展開を含めたところで、今色々な問題が起きていますが、そういう問題を女性への暴力の根絶の中に入れていただいていると思っていいのでしょうか。
- 事務局
(男女共同
参画課長)
- ・ それで結構だと思います。
- 会長
- ・ 判りやすいように、文言を改めていただきたいと思います。
- A委員
- ・ このテーマについては全てそうなんですけれども、例えば、部落問題で言うと、同和問題といったときに、差別を受けている部落出身者の問題と理解するのではなくて、差別をする人の問題と理解するのが正しいと思う。
 - ・ ですから、部落出身者に対してどういう問題があるのかということも認識することも重要ですが、差別をする側にどういう問題があるのか、それをどういふふうに規制するのかということも、かなり重要だと思います。
 - ・ こういったことからいいますと、女性の人権の尊重の中のDVも含めて、暴力を振るう、あるいはセクシュアルハラスメントをする男性に関してどういう処置をするのかということが抜けているのではないかと。
 - ・ 暴力被害があった、あるいは、セクシュアルハラスメントを受けた女性に関

して様々なことを、相談にのって聞くということでは、基本的な解決にならないのではないか。

- ・ 暴力を振るう男性に対してどういうふうに教育をするのかというテーマが必要だと思う。
- ・ 子どもの虐待問題についても、子どもを虐待する親がどういう教育を受ける必要があるのか、子どもがどういう状態にあるのかということを知ることも重要ですが、虐待をする親がどういうふうに教育を受けなければいけないのかということも重要です。
- ・ この点が抜けているのではないのでしょうか。

会長

- ・ だけどA委員，原因となった配偶者を直す方法はないのではないのでしょうか。

A委員

- ・ そうすると，被害を受けている者の相談だけしかないということになります。
- ・ そういうことだと，DV防止法という人権法を制定している意味というのは，ある意味で強制力を行使するということです。
- ・ DV防止法で暴力を振るうことに対して強制力を行使するということですから，振るった者に対する教育というのも，一定の強制力を行使してやらないと，教育にならない。

会長

- ・ そういった点では，C委員が担当していることとしますので，ご経験をお話ください。

C委員

- ・ DV防止法は，加害者を処罰していくもの，DVは犯罪なんだということで，接近禁止命令とか，それに違反すれば懲役，100万円以下の罰金になる

ということが法律で定められています。

- ・ 加害者の処罰ということであれば、法律は一応あります。
- ・ 加害者を、例えばDV、虐待の母親をどうするのか、父親をどうするのかといったときに、暴力を振るってしまう人に対し、心理的なケアをしなければいけないということは、人権ではなく、それは人権上の侵害というよりは、何か病理的な問題があってそれをなんとかサポートしていかなければならないということで、もともとDV防止法の中でいっている加害性というものを何か薄めてしまうような感じになるので、加害者の教育ということは、シェルターとか女性の被害者の立場からはいっていないのですが、女性の人権を尊重するというための教育だとか、そのあたりでいくと取組の推進とかに入っていくのかと思います。

B委員

- ・ 上の方で改めて男女平等意識の啓発とありますから、それと同じような形で、今言ったような形で、会長もセクシュアルハラスメントの相談員でしょうけど。
- ・ 啓発する方のこの問題においても、その部分もあるし、それを越えた犯罪的な部分もあるでしょうし。
- ・ その辺が必要なのではないかとおっしゃっているのかと思います。

会長

- ・ A委員の発言を生かして、もっと積極的な取組が必要だということはあるけれども、具体的施策となるとなかなか出てこないと思います。
- ・ A委員、そこら辺ですね。
- ・ 実際、DV防止法の罰則は適用されているのですか。
- ・ ストーカー防止法は、罰則が適用されていますけれども。

C委員

- ・ 接近禁止命令はどんどん出ています。

会長

- ・ A委員，それ以上に踏み込んだ対応が必要だというご意見ですか。

A委員

- ・ 差別事件が起きたときに，差別かどうかを証明しなければならないのが差別を受けた人となっている。
- ・ 差別したほうは，体よく逃げて，そういうことをくり返している。
- ・ 例えば，女性のレイプ事件の裁判でも，被害者の方がそれを証明しなければいけないということで，二次被害がまた起きてくる。
- ・ だから，これは，考え方が違うのではないかという気がずっとしています。
- ・ 差別した者が，自分は差別していないということを証明しろということをやるとすれば，それは難しい。
- ・ けれども，こういった現象は，差別を受けて非常に精神的にまいっているのに，なおかつそれを告発したりするエネルギーを使わなくてはならないという関係が，この問題をなかなか解決させないのだと思います。
- ・ 結局，力関係で，力のある方が，例えば男性であったり，親であったり，そっちの方が被害を作り出してきているのに，そこをなかなか苦しんで検討することをしないで，被害を受けている方が告発をしたり，色々な努力をしなければいけないという構造自体が，基本的な問題を抱えている。
- ・ だから私は，この議論の中で，根本的な人権教育を行わなければならないというのは，被害を生み出している側が基本的に変らなければならない。
- ・ そのところをきちんと据えた人権教育でないと，被害が出たときにはどんどん言って来てくださいということで，どういったことだったのかの報告を聞いているだけでは，人権教育にはならないのではないかと。
- ・ 基本的な疑問があるので，人権教育の在り方について，考えていかななくてはならないのではないかと。

会長

- ・ 共通してありますね。
- ・ 加害者に対する強力な指導について考慮するということを共通項としてここに入れていけばいいわけですね。

事務局
(課長)

- ・ 今のご質問の中で、この指針の中では被害者に対しての啓発、どうやって救済していくかということであって、加害者に対する観点が抜けているというご指摘ではありますが、指針の中に女性、子ども、高齢者と共通してここに並べていることについては、加害もしないような形での意識啓発をしていきたいと思いますという考え方を持っております。
- ・ ただ、A委員がおっしゃる形での、実際の救済システムをどうするかについては、まだ踏み込めないのが現状であります。

会長

- ・ こういう問題が議論されるようになりましたのも、契機の一つはレイプ被害者の問題で、これはただ事ではないと、時間がたてば治るだろうというような予測を皆でしていたところ、レイプ被害者の心の傷は非常に重いということで、1980年にPTSDという概念がアメリカの精神医学会で成立した訳です。
- ・ 心理的外傷ストレス障害とありますが、この概念が成立して、かなり使われるようになりまして、皆様方もマスコミ等でご案内の機会もあるかと思いますが、その概念が成立し、適用されることによって、もうすでに被害者の傷は素人の予想を超えたひどいものであるという認識がなされるようになり、定着してきています。
- ・ だから、こうやって取り上げられること、A委員の発言のようなことも、20年前では考えられないことであったと思います。
- ・ 文章を最終的にまとめるときに、付け加えていきたいと思います。
- ・ 事務局で上手に作成してください。

- C委員
- ・ 支援システムを確立するという言葉が入ればいいのかと思います。
- 会長
- ・ 申し訳ありませんが、子どもの問題に移りたいと思います。
 - ・ 青少年の育成の立場から、E委員いかがでしょうか。
- E委員
- ・ ざっと読ませていただいて、現状のところ「学歴重視の社会意識」とありますが、これは10年前とか15年前とかであればそうだったのかもしれませんが、最近は学歴ということは、そんなに問題ではないような気がしますので、「学歴重視」ということばに引っ掛りました。
 - ・ 現状の中でいくつかあがっていますが、確かに子どもの虐待とかそういうものも含めて、学校、地域社会、家庭というようにいわれますけれども、地域の大人の意識ですが、大人が変われば子どもも変ると我々育成会関係ではよく言うのですけれども、これは、全般的に当てはまると思いますが、子どもはみんな大人を見たり、親を見て育っていくわけで、大人が変わってこないと子どもが本当に健全に育成することは、なかなか難しいと思っていますので、特に、先ほどどなたかがおっしゃっていましたが、全体的に通じることは、大人が子どもから尊敬されたり、あいいう大人になりたいとか思われたいとむずかしいのではないかと考えていますので、この視点を入れてはどうかと思います。
 - ・ 施策の基本方向のところですが、(ア)から(エ)までありますが、これはこれで今言ったことに関連するのですけれども、特に、地域の養育力、子どもを育てる力というものが、今本当に希薄になっているので、この辺の問題があるのかと思います。
 - ・ それと、イの(イ)に子どもが参加できる取組の推進とありますが、子どもが参加できるイベント、行事その他色々ありますけれども、子どもが中心となって、子ども自身が主体的に色々なイベントその他なんでもいいのですが、子

どもが中心となって行っているという状況が今はありません。

- ・ ほとんど周りの大人がお仕着せのような形で行っている。
- ・ もうちょっと子どもの個性を尊重するというのであれば、子どもが中心となって色々なことに取り組んでもらえるような施策に力を入れて欲しいと思います。
- ・ ウの虐待についても、地域社会もそうですが、一番は大人、特に親ですね、どうして自分の子を虐待するのだろうか、我々の世代ではなかなか考えにくいことですけれども、今の若い母親、父親も同じですけれども、そういった、先ほどでた強制的にもう少し教育するという施策があってもいいのではないかなと思うぐらい、相談というよりも親の考え方を変えてもらわないと、すぐ変わるわけではありませんが、これから親になる人、子どもには少なくともこういった意識を植付けるような施策をやっていただければと思います。

会長

- ・ 多岐に渡ってご発言いただきましたように、色々感じる場所がありますね。
- ・ 今のE委員のご発言を受けて、中学校の校長先生も参加されておりますので、ご発言を承りたいと思います。

F委員

- ・ 施策の基本方向のところですが、前に出たことかと思いますが、アの項目の題名の中の啓発と教育の並び順ですが、啓発が前になっていますから変えていただいて、たぶん県の方もそうなっていると思うのですが、「人権を尊重する教育及び啓発」としていただければと思います。
- ・ その下の小見出しの並び順についても、同じように教育に関するものを前にしていただければと思います。
- ・ それから、(ア)子どもの人権を尊重する意識の啓発と出てきますが、前の課題のところにも出てきますが、私どもからすると学校教育の方に頭がいつて

しまうのですが、今現在、子どもが関わっている問題で、学校で問題となっていることは、いじめの問題とか、不登校の問題とか、教職員に関わりますが体罰の問題とか、いくつか問題がありますが、児童の権利とか、こういったものも含めて人権を尊重する意識の啓発ということでおっしゃっているのかどうか。

- ・ いじめ、体罰の防止というのは、その内容に含まれているのでしょうか。
- ・ (エ) のところに、相談体制の充実とありますが、意味はわかるのですけれども、私どもの方でいいです、いわゆる教育相談といっているものに当たっているのかと思いますが、そうであれば、県でも教育相談という言葉を使っていますので、冒頭に「教育」を加えた方がいいのではないのでしょうか。
- ・ それから、イのところに子育て支援対策とありまして、(イ) と (ウ) については、今、E委員からもお話がありましたが、内容的にはこういうことを言っているのであろうということはわかるのですが、文字だけを読むと(イ)は子どもが参加できる取組の推進で、(ウ)は子どもの育ちを支援する体制の整備と書いてありますが、大きなイのところに書いてある、子どもの育ちを支援する施策の充実と何が変っているのか、あまり変わらないのではないかと、中身が見えないので、もう少し具体的に書いてはどうかと思います。

会長

- ・ 最後のところは、どうすればよろしいでしょうか。

F委員

- ・ 施策に関わる場所ですから、もうちょっと中身を突っ込んで書けないかと思います。

会長

- ・ では、G委員お願いします。

G委員

- ・ 私は、ここに書いてあるとおりにやっていただくしかないのかなと思っています。

ます。

- ただ、学校を預かっている立場からしますと、学校教育の重要性ということが全体を通じて見てみると、すごく役割が大きいと感じました。
- 特に、施策の基本方向の中で、今の子どもたちの姿を見たときに、イ、ウについては、支援体制をもう少し強化するということをクローズアップした方がいいのかと思います。

会長

- そうですね。
- その他の方からもご発言いただきたいと思います。
- 何かございますか。
- 子どもの問題は、共通の問題でありますから。

A委員

- 全体の問題にも繋がることなのですけれども、子どもの課題とか施策の基本方向を出してきた背景には、いわゆる子どもの権利条約の考え方が基本にあって、その中で、実現可能なものだけを選択してきたという並び方になっています。
- 気になるのは、子どもの場合もそうですけれども、子どもの意見表明権とか、団結権とかを子どもの権利条約の中ではっきり謳っていますが、そういうことを背景として、施策の基本方向を考えるときに、これはできそうもないとか、これを書くとか親から何か言われそうだとということで、書いていないのか、あるいは、できそうなところだけ基本方向に並べたのですか。
- そもそも子どもの権利条約との関係を意識していたのですか。

会長

- 事務局にご説明いただきたいと思います。
- あまり気にしていなかったのではないかと思うのですけれども。

事務局

・ 子どもの権利条約を基本に考えております。

(児童福祉

・ ただ、具体化の中で、その中から選択しております。

課長)

会長

・ 子どもの権利条約については、よく議論されておりますけれども、我が国の今の現状において、発展途上国におけるほどの価値はなさそうな気がいつも私はしているのですが。

・ 子どもの権利条約について議論するときりがなくなりますから、この辺で止めておいておきます。

・ 少なくとも9ページのところでは、具体例として児童虐待、不登校、いじめなどというところにご発言いただいたような学校における体罰、校内暴力については明記したほうが良いと思います。

・ いじめ問題が重要だとのことのご発言がございましたが、先生方については、私から見た限りにおいては、そんなに関心を持っていないと思います。

・ いじめ問題に関心がありますかと聞けば、ありますと答えますけれども、私は大学の生涯学習で、いじめの周辺ということで公開講座をしたのですけれども、5月6月で、学期早々なので宇都宮の小中学校だけには早めに書類をお送りしたのですけれども、宇都宮の小中学校の先生は、一人も参加しませんでした。

・ いざとなると、それが実態なのです。

・ P T Aの方が3人ばかり来まして、その3人を相手に5週間も時間を潰して本当にもったいないという経験をいたしました。

・ いざとなるとなかなか参加してもらえません。

・ その点もう少し学校はもっとしっかりして欲しいと、正直思います。

・ それとE委員のご発言の中で、私が印象的なことは、子どもが主体的、あるいは、子どもが中心になった取組というものが望ましいというご意見でしたが、E委員、この点で具体的なこと、例は考えられますか。

E 委員

- ・ 私は、日常的に育成活動に携わっていますが、最近では、我々育成会ではだいたい小学生から中学1年生ぐらいまでしか対象としていないのが現状であったのですが、最近では、高校生や中学生が自主的にサークルとか色々なものを作って、地域の村おこしのようなことを実施したり、ボランティア活動を行ったり色々なやっている例が出てきているわけです。
- ・ 宇都宮市も来年から、青少年の居場所づくりということで、モデル的に泉が丘のコミュニティセンターで、居場所を提供して、できるだけ青少年が中心になって自主的に運営して、大人はあまり関与しないというような、居場所づくり、異年齢交流ということで実施する予定になっておりますが、そういうふうに青少年に自主的に色々なことをやらせようという例は色々やっておりますが、それを是非これからも自分達の企画で、自分達が自主的に運営するというような方向にもっていった方がよりいいのではないかと思います。

会長

- ・ それらのことを文章に入れるといいかもしれませんね。
- ・ これでは、抜けていますから。
- ・ これだけですと、大人が色々準備してあげようという感じですから。
- ・ 事務局で工夫して入れてください。
- ・ 昔の子どもはかまってもらえなかったから、勝手に遊んでいましたけれども、今の子どもはかますぎている。
- ・ こういった方向に持っていくますか。
- ・ それと、10ページの子どもの育ちを支援するとなっておりますが、「育ち」には特別な意味があるのですか。
- ・ 「成長」という当たり前の言葉の方が的確であるという気がするのですが。

E 委員

- ・ そうですね。

- ・ 私もそう思いました。
- H委員
- ・ 先ほどのイの（イ）の参加できるというのがありましたけれども、例えば、社会経験とか、自主的なボランティア活動と色々ありますけれども、もう少し具体性を持った用語にした方がわかりやすいかと思います。
 - ・ これですと、何に参加するのかがわかりません。
- 会長
- ・ 例えば校庭を開放する、だから自分達で集団で遊びなさい、野球をやって遊びなさい、バスケットボールをやって遊びなさいというような意味だと思えます。
- I委員
- ・ 施策の基本方向のウの（ア）と（イ）なんですけれども、「虐待を許さない市民意識の醸成」と、「虐待防止のための意識啓発」というのは、言葉としては違いますけれども、同じようなことを裏返していつているのではないのでしょうか。
 - ・ （イ）の方は、明確に「虐待防止のための体制の整備」という形で、体制の方に主眼を置いた方がいいのではないのでしょうか。
- 会長
- ・ そうですね。
 - ・ ここは「意識啓発と」の5文字を削除した方がいいですね。
 - ・ 昔は、子どもの虐待防止法ができる前は、市民意識が醸成されても、家庭には入れませんでしたけれども、これからは法律ができたので、家庭に入ることができますから、これは価値があります。
 - ・ では、次に移りますか。
 - ・ 高齢者の問題につきまして、検討したいと思います。
 - ・ J委員どうぞご発言ください。

- J 委員
- ・ 高齢者の現状と課題の中の現状の部分の2文章目ですが、「若い世代と高齢者が触れ合う機会が減少」とされておりますが、ここに続けて、「減少したため、高齢者になった両親等」、「等」というのは子どもが少なくなったため伯父伯母などを抱える家族があるかと思ひましてつけましたが、「両親等との同居に不安及び拒否がある」ということを加えていただければ、具体化されるのではないかと思います。
- 会長
- ・ そうですね。
 - ・ もう一度文言をおっしゃってください。
- J 委員
- ・ この文言でいいかどうかは後で検討していただきたいのですが、「減少したため、高齢になった両親等との同居に不安及び拒否がある。」と加えることがどうか、ということでした。
- 会長
- ・ 同居することが望ましいという訳ですね。
- J 委員
- ・ 機会が少ないので、高齢者への対応がどうしてもいいかわからないために、受け入れられないという家族が多く、高齢者が不安になっておりますので、この文言を入れて欲しいと思います。
 - ・ また、施策の基本方向のところですが、エまではいいと思いますが、その後に追加してはどうかと思います。
 - ・ 「介護予防の支援」ということが、市の施策として行われておりますが、まだまだ強化されておられませんので、オとして「介護予防の支援」を加え、高齢者の介護予防支援の体制強化と推進ということを入れていただければよりいいと思います。

- ・ また、その次に、先ほどの子どものところのウの児童虐待の防止とありましたが、高齢者の虐待防止という項目を設けて、先ほどの子どものウの（ア）と（イ）が同じではないかということで修正されましたが、修正されたものと同じことが高齢者についてもいえますので、その下の細目として入れていただければと思います。
- 会長
- ・ なるほど。
 - ・ 高齢者も増えていますから。
 - ・ これまでは子どもの方が多かったですけれど、まもなく高齢者の数が子どもの数を追い抜くでしょう。
 - ・ 大きい問題ですね。
- D委員
- ・ 施策の基本方向のAに（ア）と（イ）とありますが、これとあわせて家庭教育について、いくら核家族化が進んでいようとも、家庭教育を推進しなければやっていけないと思います。
 - ・ ですから、家庭教育について付け加えるというのはどうでしょうか。
- 会長
- ・ （ウ）としてですね。
 - ・ 家庭教育の推進及びその支援ということでしょうか。
 - ・ 支援も必要でしょうね。
 - ・ お互い、身につまされる問題ですから。
- K委員
- ・ 私が案を読んで感じたことは、高齢者の中でも頭がしっかりした方もおられますけれども、今問題になってきている痴呆老人のことを考えてみますと、私の母も痴呆になり、徘徊して警察に保護されたことがあるのですけれども、その中で、長い人生を歩んできた方々が、人生の最後でもって一つの差別を受け

るというか、レッテルを貼られてしまう。

- ・ こういう仕組みというものが、もともとあるのではなくて、我々の長い間の学校教育、家庭教育の中で欠けてきたものではないでしょうか。
- ・ 高齢者を敬う心が必要なのではないのでしょうか。
- ・ (ア) 学校教育の充実、(イ) 啓発活動の推進のところには、具体的にこういった文言をいれてもらえれば、わかりやすくなるのではないのでしょうか。

会長

- ・ そうなんです。
- ・ 高齢者になれば病気がちになるし、生産活動からは後退をしますが、そのこと自体で労働できる成人期よりも価値がないという判断がなされていますから、それを抜本的に変えていかなければ、これからの高齢者は生きていけないのではないのでしょうか。
- ・ 学校教育においては、60歳までの人間しか頭に置いていないんです。
- ・ 立派になって、名をあげて、身を上げよということは教えているけれども、60歳を過ぎての20年間、生きている間どうするかということは学校教育では議論されていません。
- ・ そういったことで、高齢者を尊重する意識の改善というような文言を事務局でご用意いただければ今のご発言が生きると思います。
- ・ それでは、又後でご発言ありましたらいただくということといたしまして、障害者に移りたいと思います。
- ・ まず、B委員からお願いいたします。

B委員

- ・ 新しいことについてはあまり書いていないのですけれども、事務局でも作りづらかった、アイデアが浮かばなかったのかと思いますけれども、成年後見制度についてですが、項目としては掲げてますけれども、その内容が入っていない。

- 全体を見たときにバランスが悪いと思う。
- ウの成年後見制度の利用のところですが、大きい項目だけで、その下に何もついていない。
- 私は、障害者の親として関わっていますが、特に知的障害について関わっているものですから、後見制度とか、あるいは障害者の福祉施設の職員がよかれと思ってしたことが人権侵害になっていることが問題となっています。
- よかれと思ってやったこと、体罰もそうですが、教育の一環と思ってやったら、それが度を過ぎた、これは許される類たたきで、これは暴力であるとか、あるわけですがけれども、後見制度については、親の立場からしますと、障害者の場合、親が死んだ後財産がどうなるのだろう、この子は人間らしく生きられるのだろうかということがすごく心配なわけですが、後見制度はそのためにあるのですよというんですけど、以前の禁治産、準禁治産と同じように、財産の管理だけ、余計な人とられないようにするだけになってしまって、後見制度というのはむしろ、その部分以外に、その人の程度に応じて、後見とか保佐とか援助のレベルが違う後見的な者が付く制度なんですけれども、こういったことが親の方に知られていないものですから、障害者である子が成人になったときに親が後見人になっています。
- 正式に、公式に子どもの管理ができるということで、結局親がなりがちなんですけれども、親亡き後はどうするのかということが議論になるのですけれども、痴呆老人の後見制度とはちょっと違いますが、この辺に何かもう少し入れないと、障害者のところはイとエ、ほかのところでも小見出しがないところにも何か入れないと非常におさまりが悪いと思います。
- こういった理由からだけで入れた方がいいというわけではないのですけれども、成年後見制度に関しては、まだ十分に理解されていないということがあり、制度の活用ということがなかなかできていないということがありますので、できて間もない制度ですので、それこそ障害者自身の権利を親なり周辺が

意識するということに繋がるのですけれども、成年後見制度の利用支援をもう少し具体的に、利用の方法とかの広報とか啓発なども入れて、制度の理解を進めるような何かを入れてはどうかと思います。

- それから、イの広報啓発活動の推進のところですが、12月9日は障害者の日ということになっておりますが、祝祭日になってはいません。
- 障害者の日をつくるときに、障害者の団体が障害者の日が祭日かと皮肉られたという噂もあるので、そのせいか、障害者の日に県が式典を催し、その中で障害者の主張ということで障害者本人の主張を2時間近くかけてやったんですけれども、次の日の新聞に載るかと思っていましたところ、どこにも載りませんでした。
- 祝日でなかったせいなのか、それともその程度のものなのか。
- 実は私は、全国の、官房長官がくるような、有楽町で開催される大会に何度か出席しているのですが、来賓の方は全くこない。
- 障害者の日というものを具体的に書いて、この日を何らかの形で意識してもらおうような行事なり、あるいは、理解が進むような形で、イのところに具体的には障害者の日というものを広報するようなことを入れてもらいたい。
- 後見制度のところも、この制度というものが従来の財産の奪い合いの禁治産、準禁治産ではないということも広報、啓発するような形で入れてもらいたい。
- 要するに、ここに共通するのは、普通の人間よりも劣るからということだろうと思うのですが、目が見えないのは確かであるけれども、人間の能力が劣るわけではないのに全部劣るようにするから人権侵害だと私は思うのですけれども、そういう点で、後見制度についても、もう少し意識を変えたとともに、利用の具体的な、なんとはいえいいのかすぐに出てきませんが。

会長

- それでは、事務局への宿題といたしましょうか。

- ・ 12月9日には、何かいわれがあるのですか。
- B委員
- ・ 障害者の日がなぜできたのかは思い出せませんが、調べればすぐにわかります。
 - ・ いずれにしろ、その日をきちんと具体的にもう少し周知するきっかけになるようやっていただきたい。
- 会長
- ・ いまのご発言に関しましては、事務局への宿題といたしましょう。
- B委員
- ・ 高齢者のウのところも同じようにしていただければと思います。
- 会長
- ・ 障害者のところで2か所、高齢者で1か所など、小見出しのないところに小見出しをつけていただくということで、お願いいたします。
 - ・ 1月28日に、企業と人権というシンポジウムが産業技術センターで行われますが、その際に、先駆的な取組をしている企業が事例を発表されますが、そのうち1社が、自動車の型をつくっている会社ですけれども、そこは、知的障害者を3割以上採用しておりまして、その人たちが最終の検査をしているのですが、彼らは絶対に妥協しないということで、製品にミスがない。
 - ・ こういったことで、更に障害者を増やしていくという発表があります。
- B委員
- ・ 第2章の区分では「企業」となっていますが、9ページの課題の1つ目の部分で、「学校、地域社会、家庭、職場」となっておりまして、こちらの方が普通なのかと思います。
 - ・ 企業というのは、営利を目的とするグループであって、そうでない職場もあるので、第2章のところも「企業」となっているところは、職場の方がいいのかなと思います。

会長

- ・ 文言の統一と、順番も検討すべきですね。
- ・ 家庭が先なのかもしれませんね。
- ・ それと、今気が付きましたが、2文下のところに「適正」とありますが、これは「適性」の誤りですね。
- ・ それでは、次に移りたいと思います。
- ・ 同和問題ですね。

L委員

- ・ 宇都宮市は同和対策の特別事業が未実施だったのですが、そういった中でこういったものができて、治療より予防という言葉がありますけれども、やはり、知識がないと判断できません。
- ・ 特に、行政の方がこういったことに参加してもらい、こういったことができたということは、非常にいいことだと思います。
- ・ あとは同和問題に精通しているA委員にお願いいたします。

A委員

- ・ 先ほど311という数字の話があり、宇都宮市も部落があることを確認している訳ですが、現状と課題のところをみてもらえればわかるとおり、当事者である宇都宮の部落出身者の現状については、何も書いてありません。
- ・ 311人全員に聴けとは言いませんが、部落問題に関しては、現状のところの2文目に、「怖い問題であり避けた方がよいとの誤った意識が」と書いてあり、これはえせ同和行為だと書いてありますが、でも違いますよね。
- ・ 市の職員でも、学校の先生でも、市民でも、こういったふうに考えているのではないのでしょうか。
- ・ それは、みんなえせ同和行為なのか。
- ・ というのは、部落問題の大きなポイントは、マイナスイメージなんです。
- ・ 部落に行ったこともなければ、部落の人に会ったこともないけれども、マイ

ナスイメーじだけがある。

- ・ 部落問題は怖い問題であり避けた方がよいというのは、マイナスイメーじです。
- ・ その中には、色々な考え方、イメージがあると思いますが、それが実は問題を難しくしている。
- ・ ですから、えせ同和行為についてだけ、こういうふうに限定してしまうよりも、部落問題について人々が抱くマイナスイメーじというものが、実は大きな問題なんだという指摘をここでして欲しい。
- ・ それで、そのマイナスイメーじを変えることが実は課題なんだと。
- ・ マイナスイメーじを変えるということになると、そもそも宇都宮市の被差別部落はどういった歴史を辿ってきたのかということと言わないと、マイナスイメーじでしか理解していない訳ですから、部落問題といわれると、たぶん、士農工商穢多非人と、裸足で縄帯をしめていたというイメージを持っていると思いますが、これは嘘なんです。
- ・ 足利の部落の頭は、最近まで長屋門を構えている家に住んでいましたから。
- ・ かなり大きな屋敷に住んでいました。
- ・ そういうことを言うと、びっくりする。
- ・ つまり、被差別部落のマイナスイメーじというものは、歴史そのものも捏造してきたんです。
- ・ それで、部落の中の文書では、「穢多とは僻事なり」という、江戸時代のものがありまして、つまり、自分達は長吏であるのだけれども、世間が穢多といっている。
- ・ この穢多というのは、僻事であると。
- ・ つまり、穢多というのは穢れが多いと書く。
- ・ ですから、歴史上の当事者のサイドから見ると、こういった、間違っただけの歴史観が圧倒的多数の中で、マイナスイメーじとして広がっている。

- それは間違っていますとっていくのが、311人の少数なんです。
- この311人も、ある意味でマイナスイメージで毒されているために、名乗りを上げて、部落出身者のマイナスイメージは間違いですと指摘しない。
- そうすると社会全体が部落問題をマイナスイメージで捉えてしまう。
- そのことがこのえせ同和行為がはびこる一つのポイントなんです。
- そのときに、いやいやあなた間違っていますと、部落の歴史はそうでないんだと、事実を突きつけて直していくことが行われないと変らない。
- プラスのイメージと我々は呼ぶのですけれども、事実に基づいた、例えば宇都宮の城下町の中の治安維持、人々が夜安心して眠れるために、火の番の役割をしたり、街道の入口出口に被差別部落をいくつか置いて、そこは、不審者が入れないように番をしていた。
- 町の人たちにとっては、かなり、治安維持という重要な役割を担っていたんですけれども、それがいつのまにかマイナスイメージで、差別の対象となってしまった。
- これは、部落の歴史の重要なポイントなんですけれども、こういうことはおそらく説明されていないのではないかな。
- 教科書を見ても、士農工商穢多非人という言葉は書いてありますけれども、長吏という名前で部落を語った資料はないんです。
- そういう意味で、ここで共通しているのは全部、当事者の声を聴くということで、女性の場合も、子どもの場合も、障害者の場合も、高齢者の場合もみんなそうなんですけれども、当事者の意見を聴いて、当事者のありようをしっかり押えて、対策を組んでいくということは基本的な問題ですが、部落問題については、たぶんそれができないために、こんなふうにやったら差別は解消するだろうというイメージから考えられている施策だと思う。
- 私が内容にこだわりたいのは、部落問題に関してはきちんとした事実に基づいた歴史と現状について、啓発の中で徹底してもらって、マイナスイメージに

捕らわれている状況を変えてほしい。

- ・ この点をどこかで触れてほしい。

会長

- ・ 案の文章を、途中で切った方がいいのかもしれないね。
- ・ 「怖いイメージがある。」と。

A委員

- ・ 自分達は関係ないと思っている。
- ・ ここに参加している皆さん方の中に、被差別部落に対するプラスイメージをどれくらい持っているかということ、実際に聞いてみるとか、自分に問うてみるのもいいと思うのですが。
- ・ 私は、6割の人がプラスのイメージを持っていれば、部落問題は解決すると思っています。
- ・ 圧倒的にマイナスイメージしかない、これは差別の対象になってしまいます。
- ・ そういう意味では、全員がえせ同和行為となってしまいますので、そこは整理して欲しい。

会長

- ・ このところは、整理しましょう。
- ・ それでは、時間がありませんので、感染症患者等と飛ばしまして、外国人に移りたいと思います。
- ・ M委員なにかございますか。

M委員

- ・ この文章を直すかどうかは、私にはわかりません。

会長

- ・ 外国人の生活について、こうして欲しいとか、こうしたら良いのではというご意見お持ちですか。

M委員

- ・ 外国人との交流関係では、外国人の日本語の問題になるのですけれども、外国人はたくさんいるが、日本語がしゃべれないのですけれども、そのために、できれば外国人は、地域の自治会に参加できるように、何かできればありがたいと思います。
- ・ 自治会に参加したいと話をしたのですけれども、外国人には身分がないからため、外国人は誰が保証人になってくれるのかと、誰か保証人になってくれば自治会に入れてあげるということになっている。
- ・ 私が自治会と話をしても、ほかの外国人の保証人には自分にはなれない。
- ・ 紹介して、何かあったときには、誰が責任をとりますかということになった。
- ・ こういったことがあるから、外国人が日本社会に入っていって、生活できるのでしょうか。
- ・ 日本語の問題でも、なんで外国人が日本語がしゃべれないということは、日本人と交流ができないからだと思う。
- ・ 日本人が外国人を受け入れないから、日本語がしゃべれない。
- ・ 日本語学校に通って日本語を勉強しても、それを使うようにならないければ、外国人は日本語がしゃべれるようにならない。
- ・ 外国人が日本の社会に簡単に入っていく道が何かないのでしょうか。

会長

- ・ なるほど。
- ・ おっしゃることは、よくわかります。
- ・ 栃木県にいと、栃木弁になってしまうのが気の毒です。

B委員

- ・ ほかのを色々見てみると、ほかで書いてある同じ文章があるのですけれども、お借りしてきたようなものが、外国人のところすけれども、外国人はホ

テルには泊めてくれるけれどアパートは借りられないという現実があります。

- ・ 住民になると、とたんに外国人になってしまって、よそから来ただけですとちやほやされるということがあって、外国人というのは、外国籍の市民なのか、外国の市民なのか、この辺を区別しないと、日光に観光で来た外国人と日本で暮らしている外国人と、特に留学生なんかでもそうなんですけれども、宇大でも252人いますけれども、トルコから来た留学生は、近所の人に漢字を聞きに歩ったりして、そうするとだんだんこうくっついてくるのもいけば、今度逆に、話せないからアパートが全員同じ国籍の人に占拠されてしまって、そうすると地域の人には、例えば、あそこのアパートは中国人ばかりがいて、留学生がたむろする場所として嫌われてしまったり、そういうのが現実なんで、住むという人と、ここにしばらく、1年なり4年なり10年なり住む外国人と、急ぎよ来て帰る外国人では随分と違うので、その辺で、外国人については、住むということをもう少し意識して、一緒に住むということをうまく表現できる言葉があるといいと思います。

会長

- ・ どちらかというと、在住外国人ですね。
- ・ 政府の文書がでたときに、その中の外国人に在日韓国朝鮮人が入るかどうかということにちょっとひっかかった。
- ・ 入るような雰囲気もありましたが、内容はそうではなかった。
- ・ だから、在日の韓国朝鮮人は別にしている。
- ・ 朝鮮問題は触れないという感じです。
- ・ 宇都宮市の素案の外国人には在日韓国朝鮮人をいれてもいいわけですから、いれるとすれば「在住」ということで同じになります。
- ・ 北朝鮮に問題があり、難しいですけども、こういったことを頭に置いておきたいと思います。
- ・ それでは予定の時間が迫っておりますので、最後に感染症患者等にはいりま

すが、とりあえず、H I Vとハンセン病に関してで止めておきますか。

- いずれまた改定するのでしょうか。
- 文言としては、H I Vとエイズは並べて書いた方がいいです。
- H I Vとエイズはイコールではないですから。
- H I Vに感染してエイズを発症するには、10年かかったり、全員が発症するとも限らないということで、最初の方はH I Vとエイズが併記されていましたが、途中からエイズだけになってしまっていますので、これは同じにした方がいいような気がします。
- それから、その他として、その他にも様々な病気で苦しんでいる人がいるということでまとめてしまえば、広がりを持つような気がします。

A委員

- 先ほども話題になっていました、特定疾患、難病も含めるということがありましたが、たぶんこれは、自立社会参加の支援という意味では、社会権の保障の部分に関わる、社会保障制度、健康で文化的な最低限度の生活をする権利ですけれども、こういう意味での支援体制というのは、施策の基本方向の中では、基本的には含めないのか、やはり必要になっていると思うのですが、生活保護をどういうふうに機能させるのかという、外国人の場合にもありますけれども、そのあたりを自立社会参加の支援の中では、最低限度の生活保障、あるいは社会保障の内外人の平等といえどもうちょっといっちゃうんでしょうけど、そういうことをある程度謳わないと、住民として生活に関わるものは保障しますよということが必要なのではないかと。
- お金のかかる問題ですが、どうでしょうか。

会長

- 生存権の保障という形で、文言を入れたほうがいいと思います。
- 我々の共通の敵は、歴史的に見て貧困であったわけですがけれども、その貧困から救済するものとして生活保護制度ができたとしても、生活保護制度がどれ

だけ機能しているかということに関して、朝日訴訟が昭和31年に提起されて、それで生存権について議論されて、従来の生活保護では低すぎるということが判決として出てきました。

- それを踏まえて、今のA委員の発言があったわけでありますから、もっと突き進んで、生活保護、あるいはもっと抽象的に言えば生存権の保障という観点も考慮すべきだという文言を入れた方がいいですね。
- ただ、生活保護を具体的に上げたら、きりがなくなるけれども、何か生活保護に関してご発言ありますか。
- 特別なければ、このところは大きい問題と思っているのですけれども。
- じゃあ、まあ、そういうことで、結局ですね、ここに取り上げた内容というのは、私人間における人権侵害についてだけで、公権力による人権侵害については取り上げていません。
- 国の方針がそうなってまして、内閣の批判までいきますから、そうするときりがなくなりますから、なかなか公権力の問題まで入れませんけれども、生存権、憲法25条の問題については、文言として事務局が工夫して入れるということで、A委員おさめていただきたいと思います。

I 委員

- 同和問題の現状のところ、2行目に「啓発活動を実施してきた」とありますが、ここに「教育」を加えたほうがいいのではないかと思います。
- 団体によって違いはあるかもしれませんが、宇都宮市もやってきているのではないかと思いますので。
- 施策の基本方向のところ、同和問題のところだけ、啓発が前で教育が後ろにきている。
- 障害者もほかのところも全部教育が前にきていますので、イの教育を前にもってきた方がいいのではないかと思います。

- 会長
- ・ 教育、啓発と法律の文言がそうなっていますので、そういうふうにしませう。
- I 委員
- ・ 外国人に関しては、教育の観点が入っていない。
 - ・ 国際理解になってしまっているが、教育の観点からの施策を、できれば入れた方がいいのではないのでしょうか。
- 会長
- ・ 教育の観点からのものを入れるということですね。
 - ・ 同和問題のところで、現状の1文目に「4人に1人が回答している」とありますけれども、これが望ましいことと考えているのか、望ましくないことと考えているのかはわかりませんが、結論からいえば、4人に1人しか気付かないのかというのが、私の感想です。
 - ・ 4人全部が人権侵害があると認めなければいけない。
 - ・ 実際にはあるわけですから。
 - ・ 4人に1人しか気付いていないということです。
 - ・ こういった細かいことについては、化粧直しをする段階で、私も参加して事務局と調整いたしたいと思います。
 - ・ 同和問題の解消と書いてありますけれども、繋がる言葉としては、同和問題は「解決」です。
 - ・ 差別意識については、「解消」ということもありますので、細かいところはお任せいただきたいと思います。
 - ・ 先に進みたいと思いますのでよろしくお願いします。
 - ・ それでは、続きまして第5章に移りたいと思います。
 - ・ 事務局から説明をお願いします。
- 事務局
- 【別紙に基づき説明】

(手塚統括)

会長

- ・ ありがとうございます。
- ・ N委員，今日は発言なされておられません，なにかございますか。

N委員

- ・ 全体的に，施策の基本方向のところは，作りがわかりづらいという感じを受けました。
- ・ 具体的な取組ではなく，あくまでも基本ということで項目を並べたので，これはこれでいいとは思いますが，各課題で共通的な事項があります。
- ・ 例えば，高齢者のエと障害者のオと，高齢者と障害者だけに配慮すればいいというわけではなくて，子どもに対しても，女性に対しても配慮した生活環境の確保ということが必要だと思います。
- ・ 高齢者と障害者にしか書いていないのはおかしいのではないかという感じを受けました。
- ・ 私の意見としては，施策の基本方向を見てもみますと，大きく3つぐらいにグルーピングできるのではないかと思います。
- ・ 1つは教育，2つ目は環境，3つ目が体制・支援ということで，文言はこれでいいかわかりませんが，全体的に項目を見ると，大きく3つに分類できるのではないかと感じましたので，このように並べたほうが見やすくなるのではないかと感じました。

会長

- ・ どうまとめるかで文章が作られると思いますので，ご意見承りまして，うまい文章にしたいと思います。
- ・ 教育と啓発はどの課題にも必要ですから。
- ・ 第4章，第5章を通じまして，O委員何かございますか。

O委員

- ・ 第5章については，これで結構だと思います。

- ・ 障害者の課題のところでは3文目に、「障害者が可能な限りその適性と能力に応じて就労の場に就き、職業を通じて社会経済活動に参加し」というところですが、障害者の場合は、できるだけ社会に入っていけないと、社会で経験を積んでいくことによって、やはり色々自立ができていくものと思いますので、そこにひとこと「積極的に」を加え、「積極的に社会経済活動に参加する」としてはどうかと思います。
- ・ これは、企業の中にも障害者の問題が書いてありますが、まったくそれと同じでございます。
- ・ それから、高齢者の問題で、施策の基本方向のイ（エ）の部分で、雇用、就業の機会の確保という項目がありますけれども、ここに「推進」を加えて、「確保及び推進」としてはどうかと思いました。

会長

- ・ 2か所のご提言につきましては、当然のことと思います。
- ・ 事務局でメモしておいてください。
- ・ 第5章につきましては、特別なことはありませんね。
- ・ 仏をつくったら魂を入れてください。
- ・ それでは、どうもありがとうございました。
- ・ 最後になりますけれども、提言書案のまとめ方についてに移りたいと思います。

2 議事

(4) 提言書案のまとめ方について

会長

- ・ 議事の最後の「提言書案のまとめ方について」になりますが、本日まで3回にわたり、市の作成した叩き台につきまして委員の皆様にご議論いただきましたが、これまで出されました意見については、提言書の形で市長に提出したいと考えております。

- ・ 次回4回の会議におきましては、提言書の内容について、委員の皆様にご議論いただくため、本日までの会議録から意見に関する部分を要約した形で提言書の案を作成したいと考えております。
- ・ つきましては、この提言書案の作成については、会長に一任していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員

(異議なしの声)

会長

- ・ ありがとうございます。
- ・ 提言書案につきましては、出来次第、次回の会議前には、委員の皆様へ送付させていただきます。

2 議事

(5) その他

会長

- ・ 以上で、本日予定されている議題については、終了いたしました。最後に、事務局から何かありますか。

事務局

(菊池GL)

【今後の日程について説明し、本日欠席したP委員から送付された意見を紹介した。】

3 閉会

会長

- ・ どうもありがとうございました。
- ・ 限られた時間内での会議の開催でありますので、十分発言できなかった点や、後日お気づきの点もあるかと思っておりますので、お手元の「人権施策推進に関する意見等について」にご記入の上、この用紙でなくてもかまいませんが、概ね

3日以内に、事務局あて、ファックスなどでお送りください。

- ・ 本日は、これで終わりにいたします。

事務局

- ・ ありがとうございました。

(手塚統括)

- ・ 本日の会議録につきましては、速やかに作成いたしまして、委員の皆様にお送りいたしますので、よろしくお願いいたします。

【午後4時1分終了】